

農業経営高度化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、農地整備事業実施地区において、担い手の育成及び質の高い農地の利用集積を図るため、市町村等(以下「施行者」という。)が農業競争力強化農地整備事業実施要綱(最終改正平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官通知)、農業競争力強化農地整備事業実施要領(最終改正平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知)、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官通知)、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知)、農山漁村地域整備交付金実施要綱(最終改正平成30年3月30日付け29農振第2960号農林水産事務次官通知)、農山漁村地域整備交付金交付要綱(最終改正平成30年3月30日付け29農振第2961号農林水産事務次官通知)、農山漁村地域整備交付金実施要領(最終改正平成30年3月30日付け29農振第2962号)、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱(最終改正平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官通知)、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(最終改正平成29年3月31日付け28農振第2108号農林水産省農村振興局長通知)、東日本大震災復興交付金制度要綱(最終改正平成30年4月1日付け29地第224号農林水産事務次官通知)、及び東日本大震災復興交付金交付要綱(農林水産省)(最終改正平成30年4月1日付け29地第218号農林水産事務次官通知)に基づき行う農業経営高度化支援事業に要する経費について、当該施行者に対し、予算の範囲内において農業経営高度化支援事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号、以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業の施行者)

第2 この事業で「施行者」とは次に掲げる者をいう。

- (1) 市町村
- (2) 土地改良区
- (3) その他知事が適当と認めたもの

(交付の対象事業等)

第3 農業経営高度化支援事業補助金の交付対象となる事業は下記に定める事業とする。

- ・農業競争力強化農地整備事業実施要領：別紙1-1の第3の1及び別表の区分4
- ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領：別紙1の第3の3及び別表の区分4
- ・農山漁村地域整備交付金実施要領：別紙1-1運用1の第2の1及び別表1の区分4
- ・農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領：別紙2-1の第3の1及び別表の区分4
- ・東日本大震災復興交付金交付要綱(農林水産省)：別添1-2の第3の1及び別表の区分4

経費及び補助率は別表1のとおりとする。

2 前項に定める事業のうち、農地賃貸借料一括前払費を助成対象とする農業経営高度化促進事業については、本要綱とは別に交付要綱を定めるものとする。

(交付申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は別に知事が定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該交付金に係る消費税及び地方

税仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第226号）の規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に充当率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入れ控除税額が明らかでない場合にあつては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により、補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費の配分及び事業計画の概要
- (2) 収支予算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

（交付の条件）

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。

- (1) 事業費の増額又は減額
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業の中止又は廃止
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合

（事業遂行状況報告）

第6 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付決定のあった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出するものとする。

（実績報告書）

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第4号によるものとし、同項の規定により補助金事業実績報告書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 経費の配分及び事業計画の概要
- (2) 収支精算書
- (3) 付属調書
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 第4第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をしたものは、前項の補助事業実施報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入れ控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

3 第4第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした事業実施主体は、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、当該交付金に係る消費税及び地方消費税仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第5号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の交付方法）

第8 補助金は規則第15条ただし書の規定により概算払いにより交付することができる。

2 前項の規定による補助金の概算払を受けようとする者は、様式第6号による概算払請求書により知事に請求しなければならない。

(処分の制限を受ける財産及び期間)

第9 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、それぞれ1件の取得価格が50万円以上のものとし、その期間についてはその都度知事が定める。

(交付決定前の着手)

第10 事業主体は原則として、規則第4条に基づく通知を受けて事業を行うものとするが、やむを得ない事情がある場合には、様式第7号により、その旨を知事に届出た上で、事業に着手することができる。ただし、農山漁村地域整備交付金について国の定める実施要綱等に、交付決定前着手を認める規定があるものに限る。

(書類の経由等)

第11 この要綱により知事に提出する書類は、施行者の所在地を所管区域とする地方振興事務所(地域事務所)を経由するものとし、その提出部数は次のとおりとする。

- (1) 補助金交付申請書 1部
- (2) 計画変更承認申請書 1部
- (3) 実績報告書 1部
- (4) 概算払請求書 1部
- (5) 交付決定前着手届 1部

附 則

- 1 この要綱は、平成19年3月30日から施行し、平成19年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度においても、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。
- 3 スーパー農地集積支援事業補助金交付要綱(平成17年3月28日施行)は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年8月1日から施行し、平成23年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月2日から施行し、平成24年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年2月26日から施行し、平成25年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月2日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

様式第 1 号

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名 印
地区名 (地区)

年度農業経営高度化支援事業補助金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、補助金等交付規則第 3 条の規定により、農業経営高度化支援事業補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

添付書類
別紙のとおり

別紙

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

(1) 調査・調整事業 ----- 様式A

(2) 農業経営高度化促進事業 ----- 様式B

(3) 耕地利用高度化推進事業 ----- 様式C

3 収支予算書

(1) 調査・調整事業 ----- 様式D

(2) 農業経営高度化促進事業 ----- 様式D

(3) 耕地利用高度化推進事業 ----- 様式D

4 農業経営高度化支援事業（調査・調整事業）内訳

(1) 調査・調整事業 ----- 様式E

様式B（農業経営高度化促進事業）

1 事業の目的

2 事業の内容

対 象 事業名	地区名	総 事 業 費 (農業生産基盤 整備事業費) A	促進費交付済 み対象事業費 B	促進費交付 対象事業費 C = A - B	助成割合 D	農業経営高度化 促進事業費 E
		円	円	円		円
計	—					

農業経営高度化 促進事業費 E = a + b + c	国 費 a = C × D × d	県 費 b = C × D × e	市町村費 c = C × D × f	備 考
円	円	円	円	d : 国補助率 e : 県補助率 f : 市町村補助 率(国・県 補助残)

(注) 1 事業の目的は、農地整備事業（経営体育成型）に関する以下の内容とする。

- ①負担金の日本政策金融公庫への繰上げ償還
- ②負担金の負担軽減
- ③農地集積の促進に資する内容

(注) 2 A, Bの事業費は、農業生産基盤整備事業費とし、営農環境整備事業費は含まない。

様式C（耕地利用高度化推進事業）

1 事業概要

地区名	施行者	受益面積	工期		総事業費 A	限度額 B=A*2%	前年度まで C	残額 D=B-C
			着工	完了				

2 事業計画

工種	数量	金額 (千円)	対象作物		備考
			作物名	面積	
計					

※ 別添資料：積算基礎，図面，写真等事業計画を説明出来るもの。

※ 残調・予算要求時に別添資料により事前に承認を得ること。

様式D

収支予算書

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	差引増減額	備 考
国庫補助金 都道府県費 市町村費	円	円	円	
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	差引増減額	備 考
	円	円	円	
計				

予算議決（予定） 年 月 日

（添付書類） 市町村交付決定通知書写し又は市町村交付申請書写し（市町村交付がある場合）

様式第2号

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名 印
地区名 (地区)

年度農業経営高度化支援事業計画変更承認及び変更交付申請書

年 月 日付け宮城県指令第 号で交付通知のありました農業経営高度化支援事業について、事業の内容等下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容（別紙のとおり）

様式第3号

年度農業経営高度化支援事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名 印
地区名 (地区)

年 月 日付け宮城県 () 指令第 号で農業経営高度化支援事業交付金の交付決定の通知のありました 年度農業経営高度化支援事業の 年 月 日現在の事業実施状況について、農業経営高度化支援事業補助金交付要綱第6の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況

区 分	実施計画		出来高		進捗率 (B)/(A)	備 考
	事業費 (A)	交付金	事業費 (B)	交付金		
合 計						

2 事業遂行状況 (別紙1のとおり)

3 事業着手 年 月 日

4 事業の完了予定 年 月 日

- (注) 1 申請者が市町村以外の場合にあつては、申請者の欄に所在地、団体名、代表者名を記載すること。
2 事業区分には、交付決定を受けているすべての対策事業名、事業種目名、事業内容等を記載すること。

別紙 1

事業等遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	収入済額	収入未済額	備 考
	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	支出済額	支出未済額	備 考
	円	円	円	

(注) 「区分」欄については、収支予算書の区分に準じて記入すること。

様式第4号

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名 印
地区名 (地区)

年度農業経営高度化支援事業実績報告書

年 月 日付け宮城県指令第 号で交付決定通知のありました農業経営高度化支援事業補助金について、下記のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

添付書類
別紙のとおり

振込先

- 1 口座 座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座・ 口座番号〇〇〇〇〇〇
- 2 口座名義人：〇〇〇〇〇〇〇〇

- (注)
- 1 申請者が市町村以外の場合にあつては、申請者の欄に所在地、団体名、代表者名を記入する
 - 2 軽微な変更があつた場合においては、容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
 - 3 補助金の交付請求金額は交付決定額とする。
 - 4 精算額は、別紙5により算出した差引交付額を記載すること。

別紙

1 事業の目的

2 事業の内容及び実績

(1) 調査・調整事業 ----- 様式A

(2) 農業経営高度化促進事業 ----- 様式B

(3) 耕地利用高度化推進事業 ----- 様式C

3 収支精算書

(1) 調査・調整事業 ----- 様式D

(2) 農業経営高度化促進事業 ----- 様式D

(3) 耕地利用高度化推進事業 ----- 様式D

4 農業経営高度化支援事業（調査・調整事業）内訳

(1) 調査・調整事業 ----- 様式E

5 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料，帳簿の写し又は様式Fのいずれか

6 補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののから変更があったものについては，必要書類

様式B（農業経営高度化促進事業）

1 事業の目的

2 事業の内容

対 象 事業名	地区名	総 事 業 費 (農業生産基盤 整備事業費) A	促進費交付済 み対象事業費 B	促進費交付 対象事業費 C = A - B	助成割合 D	農業経営高度化 促進事業費 E
		円	円	円		円
計	—					

農業経営高度化 促進事業費 E = a + b + c	国 費 a = C × D × d	県 費 b = C × D × e	市町村費 c = C × D × f	備 考
円	円	円	円	d : 国補助率 e : 県補助率 f : 市町村補助 率 (国・県 補助残)

(注) 1 事業の目的は、農地整備事業（経営体育成型）に関する以下の内容とする。

- ①負担金の日本政策金融公庫への繰上げ償還
- ②負担金の負担軽減
- ③農地集積の促進に資する内容

(注) 2 A, Bの事業費は、農業生産基盤整備事業費とし、営農環境整備事業費は含まない。

様式C（耕地利用高度化推進事業）

1 事業概要

地区名	施行者	受益面積	工期		総事業費 A	限度額 B=A*2%	前年度まで C	残額 D=B-C
			着工	完了				

2 事業実績

工種	数量	金額 (千円)	対象作物		備考
			作物名	面積	
計					

- ※ 別添資料：積算基礎，図面，写真等事業計画を説明出来るもの。
- ※ 残調・予算要求時に別添資料により事前に承認を得ること。

様式D

収支精算書

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備 考
国庫補助金 都道府県費 市町村費	円	円	円	
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備 考
	円	円	円	
計				

様式第 5 号

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名 印
地区名 (地区)

年度農業経営高度化支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税
仕入控除税額報告書

年 月 日付け宮城県 () 指令第 号で農業経営高度化支援事業補助
金交付決定の通知のありました 年度農業経営高度化支援事業について、農業経営高
度化支援事業補助金交付要綱第 7 第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名 印
地区名 (地区)

年度農業経営高度化支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け宮城県指令第 号で交付決定通知のありました農業経営高度化支援事業補助金について、補助金等交付規則第 15 条に基づき金 円を概算払として交付していただきたいので請求します。

記

区 分	事 業 費	補 助 金	既受領額		今回請求額		残 額	支払銀行口座
			金 額	出来高	金 額	出来高		

記

概算払請求理由：

- (注) 1 申請者が市町村以外の場合に合っては、申請者の欄に所在地、団体名、代表者名を記載すること。
- 2 出来高パーセントは金額に対するものとして、予定出来高の月日は、請求年月日の各第四半期の末日とする。

様式第7号

年度土地改良事業補助金交付決定前着手届

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名 印
地区名 (地区)

別紙事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前着手したいので、農業経営高度化支援事業補助金交付要綱第10の規定に基づき、届出書を提出する。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画の変更は行わないこと。

別紙

- 1 事業の種類
- 2 地区名
- 3 事業主体
- 4 関係市町村
- 5 計画期間内の事業内容及び総事業費
- 6 当該年度の事業内容、事業費及び国費
- 7 着手予定年月日
- 8 完了予定年月日
- 9 交付決定前着手を必要とする理由

別表1 農業経営高度化支援事業の経費及び負担率
(農業競争力強化農地整備事業及び農山漁村地域整備交付金における農地整備事業の場合)

事業名	施行者	事業の内容	市町村負担		一般地域		中山間地域(五法指定)		適用		
			補助率※	内訳	補助率※	内訳	補助率※	内訳			
			国	県	国	県	国	県			
(1) 高度土地利用調整事業											
調査・調整事業 (一般型)	市町村 土地改良区	関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動 農地整備事業(経営体育成型)の採択時期 ①平成22年度以前の採択地区 ②平成23年度以降の採択地区	80%	50%	30%	82%	55%	27%	経費の限度額は、別表2に定める額とする。		
(面的集積型)		農地整備事業(経営体育成型)のうち面的集積を行う場合	75%	50%	25%	77.5%	55%	22.5%			
		合	75%	50%	25%	77.5%	55%	22.5%			
(2) 農業経営高度化促進事業											
ア 高度経営体集積促進事業(一般型)	市町村	高度経営体への農用地の利用集積に向けた促進支援 農地整備事業(経営体育成型)の採択時期 ①平成12年度以前の採択地区 ②平成13年度から平成15年度までの採択地区 ③平成16年度から平成17年度までの採択地区 ④平成18年度から平成22年度までの採択地区 ⑤平成23年度以降の採択地区	有 無 無 有 無	50%	35%	85% 70% 100% 70% 40%	50% 35% 50% 20% 20%	55% 55% 55% 22% 22%	31.5% 31.5% 45% 18% 18%	助成割合は、別表3に定める額とする。 助成割合は、0.025までとする。 助成割合0.025を超え0.05までとする。	
イ 特定高度経営体集積促進事業(一般型)		特定高度経営体への農用地の利用集積に向けた促進支援	有	50%	25%	77.5%	55%	22.5%		上記アの事業で、市町村負担が有る場合のみ採用する。	
ウ 高度経営体面的集積促進事業(面的集積型)		高度経営体への農用地の面的集積に向けた促進支援	有	50%	25%	77.5%	55%	22.5%			
エ 中心経営体農地集積促進事業		中心経営体への農用地の農地集積に向けた促進支援	有	50%	25%	77.5%	55%	22.5%			
(3) 耕地利用高度化促進事業	市町村	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動		50%	-	55%	55%	-		経費の限度額は、基盤整備事業の総事業費の2%に相当する額とする。	

※ (2)の事業において、市町村負担が有る場合の補助残は、市町村が負担する。

(農地中間管理機構関連農地整備事業の場合)

事業名	施行者	事業の内容	市町村負担		一般地域		中山間地域(五法指定)		適用
			補助率※	内訳	国	県	補助率※	内訳	
(1) 高度土地利用調整事業 調査・調整事業	市町村 土地改良区	収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために行う関係農家の意向調査活動、作物別単収・単価等の調査、関係機関との調整等調査・調整活動	81.25%	62.5%	18.75%	81.25%	62.5%	18.75%	経費の限度額は、別表2に定める額とする。
(2) 耕地利用高度化推進事業	市町村	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動	62.5%	62.5%	-	62.5%	62.5%	-	経費の限度額は、基盤整備事業の総事業費の2%に相当する額とする。

別表1 農業経営高度化支援事業の経費及び負担率
(東日本大震災復興交付金における農地整備事業の場合)

事業名	施行者	事業の内容	市町村負担		一般地域		中山間地域(五法指定)		適用
			補助率※	内訳	国	県	補助率※	内訳	
(1) 高度土地利用調整事業 調査・調整事業	市町村	関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動	87.5%	75%	12.5%	88.75%	77.5%	11.25%	
(2) 農業経営高度化促進事業	市町村	高度経営体への農用地の利用集積に向けた促進支援	有						助成割合は、別表3に定める額とする。
ア 高度経営体集積促進事業(一般型)	市町村	特定高度経営体への農用地の利用集積に向けた促進支援	有						上記アの事業で、市町村負担が有る場合のみ採用する。
イ 特定高度経営体集積促進事業(一般型)	市町村	高度経営体への農用地の面的集積に向けた促進支援	有						
ウ 高度経営体面的集積促進事業(面的集積型)	市町村	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動	50%	50%	-	55%	55%	-	経費の限度額は、基盤整備事業の総事業費の2%に相当する額とする。

※(2)の事業において、市町村負担が有る場合の補助率は、市町村が負担する。

(農村地域復興再生基盤総合整備事業における農地整備事業の場合)

事業名	施行者	事業の内容	市町村負担	一般地域		中山間地域(五法指定)		適用
				補助率※	内訳 国 県	補助率※	内訳 国 県	
(1) 高度土地利用調整事業	市町村	関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動						
調査・調整事業 (一般型)		農地整備事業(経営体育成型)の採択時期 ①平成22年度以前の採択地区	80%	50%	30%	-	-	
(面的集積型)		農地整備事業(経営体育成型)のうち面的集積を行う場合	77.5%	50%	27.5%	55%	27.5%	
(2) 農業経営高度化促進事業	市町村	高度経営体への農用地の利用集積に向けた促進支援 農地整備事業(経営体育成型)の採択時期 ①平成13年度から平成15年度までの採択地区 ②平成16年度から平成17年度までの採択地区						助成割合は、別表3に定める額とする。
ア 高度経営体集積促進事業(一般型)		高度経営体への農用地の面的集積に向けた促進支援	無	50%	50%	-	-	助成割合は、0.025までとする。
イ 高度経営体面的集積促進事業(面的集積型)		中心経営体への農用地の農地集積に向けた促進支援	無	40%	20%	-	-	助成割合0.025を超え0.05までとする。
ウ 中心経営体農地集積促進事業		中心経営体への農用地の農地集積に向けた促進支援	有	70%	35%	70%	38.5%	
(3) 耕地利用高度化促進事業	市町村	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動						経費の限度額は、基盤整備事業の総事業費の2%に相当する額とする。

※ (2)の事業において、市町村負担が有る場合の補助率は、市町村が負担する。

※ 本表の負担率は、震災復興特別交付税措置されている間に限る。

別表2（農業競争力強化農地整備事業及び農山漁村地域整備交付金における農地整備事業、
農地中間管理機構関連農地整備事業の場合）

受益面積区分	限度額
60ha未満	1,500千円
60ha以上200ha未満	2,000千円
200ha以上	4,000千円

別表3

ア 高度経営体集積促進事業（一般型）

平成12年度以前採択		平成13・14年度採択		平成15年度以降採択	
高度経営体集積向上率	助成割合	高度経営体集積向上率	助成割合	高度経営体集積向上率	助成割合
—	—	50% 以上	0.050	50% 以上	0.050
—	—	45% 以上 50%未満	0.045	45% 以上 50%未満	0.045
—	—	40% 以上 45%未満	0.040	40% 以上 45%未満	0.040
—	—	35% 以上 40%未満	0.035	35% 以上 40%未満	0.035
—	—	30% 以上 35%未満	0.030	30% 以上 35%未満	0.030
25% 以上	0.025	25% 以上 30%未満	0.025	25% 以上 30%未満	0.025
20% 以上 25%未満	0.020	20% 以上 25%未満	0.020	20% 以上 25%未満	0.020
15% 以上 20%未満	0.015	15% 以上 20%未満	0.015	—	—
10% 以上 15%未満	0.010	10% 以上 15%未満	0.010	—	—
5% 以上 10%未満	0.005	5% 以上 10%未満	0.005	—	—

（注1） 本事業に係る担い手である高度経営体が、水田・畑作経営所得安定対策実施要領（H20.2.20付け19経営第6631号 農林水産省経営局長通知）第3の1の（2）に示す集落営農組織である場合、高度経営体集積促進事業の申請日に農業生産法人または特定農業団体であること。なお、困難な場合は人・農地プランの中心経営体であること。ただし、申請日が農業生産法人化計画の作成日から起算して5年以内の日である場合はこの限りではない。

イ 特定高度経営体集積促進事業（一般型）

特定高度経営体集積向上率	助成割合
50% 以上	0.025
40% 以上 50%未満	0.020
30% 以上 40%未満	0.015
20% 以上 30%未満	0.010

ウ 高度経営体面的集積促進事業（面的集積型）

高度経営体面的集積向上率	助成割合
50% 以上	0.075
45% 以上 50%未満	0.070
40% 以上 45%未満	0.060
35% 以上 40%未満	0.050
27.5% 以上 35%未満	0.040
20% 以上 27.5%未満	0.030
15% 以上 20%未満	0.020

エ 中心経営体農地集積促進事業

中心経営体集積率	助成割合	中心経営体への集約化率が80%以上の場合の助成割合
55% 以上 65%未満	0.055	0.065
65% 以上 75%未満	0.065	0.085
75% 以上 85%未満	0.075	0.105
85% 以上	0.085	0.125

農業競争力強化農地整備事業、農村地域復興再生基盤総合整備事業の場合

オ 中心経営体農地集積促進事業

中心経営体集積率	助成割合
35% 以上 45%未満	0.035
45% 以上 55%未満	0.045
55% 以上 65%未満	0.055
65% 以上 75%未満	0.065
75% 以上	0.075

農山漁村地域整備交付金の場合